



行政法

5

次は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」)についての記述であるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 法は、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的としている。
- (2) 行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができるのは、選挙権を有する日本国民に限られない。
- (3) 政令で定められている研究所その他の施設において、政令の規定により、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものは、開示請求の対象とならない。
- (4) 資料の公表等、行政機関によって既に情報提供を行っているものについては、開示請求の対象とならない。
- (5) 法にいう「個人に関する情報」には、事業を営む個人の当該事業に関する情報は含まれない。



行政法

6

次は、行政機関についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 行政庁とは、行政主体の意思を決定し、それを外部に表示する権限を有する行政機関をいい、多くの場合、その組織体としての行政機関の長をいう。
- (2) 行政庁は、1人の自然人によって構成される独任制の機関であるのが通常であるが、複数の自然人によって構成された合議体が行政庁とされている場合もある。
- (3) 行政機関の意思決定に対して意見を述べる機関で、その意見が行政庁を拘束するものを「諮問機関」、拘束しないものを「参与機関」という。
- (4) 行政庁として意思決定を自ら行うのではなく、行政庁を補助するのにとどまる機関を補助機関という。
- (5) 行政機関の事務等の適否を監査する権限を有する機関として、監査機関がある。



行政法

7

次は、地方公務員の守秘義務についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 守るべき秘密とは、形式的に行政庁側が秘密扱いとしたものの全てをいうのではなく、一般的に了知されていない事実であって、実質的に秘密として保護に値すると客観的に考えられるものがこれに当たる。
- (2) 「職務上知り得た秘密」であっても、当該公務員の所管に属する秘密である「職務上の秘密」でなければ、守秘義務を負わない。
- (3) 職員が秘密を漏らしてはならないのは、在職中に限られない。
- (4) 地方公務員が、法令による証人、鑑定人等となり、「職務上の秘密」に属する事項を発表する場合には、現に職員である者は任命権者の許可を受けなければならない。
- (5) 地方公務員が秘密を漏らす行為は、刑事罰の対象になる。



行政法

8

次は、人に危害を与えてはならない武器の使用についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 人に危害を与えてはならない武器の使用としては、拳銃を取り出すこと、相手に向けて構えること、威嚇射撃を行うこと等が挙げられる。
- (2) 「犯人の逮捕若しくは逃走の防止」のために必要な場合は武器を使用することができるが、逃走の防止とは、逮捕すべき被疑者の逃走を防止することをいう。
- (3) 「犯人の逮捕若しくは逃走の防止」のために必要な場合は武器を使用することができるが、ここにいう「犯人」とは、逮捕、勾留、勾引、収容の対象となる被疑者、被告人及び刑確定者をいう。
- (4) 「自己若しくは他人に対する防護」のために必要な場合は武器を使用することができるが、これは職務執行中の警察官本人や他の者の安全を確保するために行うものである。
- (5) 「公務執行に対する抵抗の抑止」のために必要がある場合は武器を使用することができるが、この抵抗には、一定の場所から動かないなどの抵抗も含まれる。

(地自法195条)がこれに当たる。

	意義	具体例
行政庁	行政機関としての意思を決定する権限を有する機関	都道府県知事
参与・ 諮問機関	行政庁の意思決定に関して意見を述べる機関 ◎参与機関……行政庁は参与機関の意見に拘束される ◎諮問機関……行政庁は諮問機関の意見に拘束されない	検察官適格審査会、 警察署協議会
補助機関	行政庁を補助(補佐)する機関	地方公共団体の 副知事
執行機関	国民に対し、直接、実力を行使できる権限のある機関	警察官、海上保安官、消防職員
監査機関	他の行政機関の事務等を検査し、適否について監査する機関	国の会計検査院

重要

行政法

7

守秘義務

- (1) **正しい。** 「秘密」とは、公に知られていない事実で、それを公開することが、行政に支障をもたらし、又は国民の利益を害するおそれのあるものをいう。判例は、「『秘密』とは、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいい、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をしただけでは足りない」旨を判示している(最決昭52. 12. 19)。
- (2) **誤り。** 職員は、「職務上知り得た秘密」について守秘義務を負う(地公法34条1項)。「職務上知り得た秘密」とは、公務員が職務の執行に関連して知り得た秘密をいい、「職務上の秘密」も含まれる。
- (3) **正しい。** 地公法34条1項には、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」と規定されている。
- (4) **正しい。** 法令による証人、鑑定人等となり、「職務上の秘密」に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない(地公法34条2項)。
- (5) **正しい。** 守秘義務違反については、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処せられる(地公法60条2号)。

行政法

8

人に危害を与えてはならない武器の使用

- (1) **誤り。** 警職法7条本文に規定されている場合の拳銃の使用は、構える及び威嚇射撃が該当する。単に拳銃を取り出すことは使用の準備行為であり、本条にいう使用には当たらない。
- (2) **正しい。** 枝文のとおり。なお、職務質問の対象者等、その時点では逮捕することのできない者がその場から逃れようとしたような場合は、これに含まれない。
- (3) **正しい。** 枝文のとおり。なお、ここにいう「逮捕」には、通常逮捕(刑訴法199条)、緊急逮捕(刑訴法210条)及び現行犯逮捕(刑訴法213条)が含まれる。
- (4) **正しい。** 警察官やその他の者に危害が与えられるなど、正当防衛(刑法36条)や緊急避難(刑法37条)に当たる場合だけでなく、警察官が他の者の生命・身体を保護するため、即時強制として行う警職法上の権限を行使する上で武器の使用が必要となる場合も含まれる。
- (5) **正しい。** 一定の場所から動かないなどの消極的抵抗に対しても、その抵抗を排除するため武器を使用することができる。ただし、この場合においては、武器を使用することが必要不可欠となる場合に限られる。

刑法

9

罪刑法定主義

- (1) **正しい。** 憲法31条には、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定されている。さらに、憲法39条(遡及処罰の禁止、一事不再理)、憲法73条6号但書(政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない)においても罪刑法定主義の考えが表れていることから、罪刑法定主義は憲法上の要請といえることができる。
- (2) **正しい。** 犯罪と刑罰は、立法府が制定する法律により定められなければならないという成文法主義は罪刑法定主義の一内容である。そのため、行政府が制定権を有する命令において独自の罰則を定めることはできない。ただし、「特に法律の委任」がある場合には、命令において罰則を定めることが許される(憲法73条6号但書、国家行政組織法12条3項、13条2項)。
- (3) **正しい。** 罪刑法定主義は、犯罪と刑罰は、国会によって法律という形式で定め

刑法

2021年
P.22

4 甲男は、A女がストレスにより普段どおりの日常生活を送れなくなるかもしれないことを認識・認容しつつ、A女に対して半年以上にわたって毎晩30回以上に及ぶ嫌がらせ電話をかけ続けた。恐怖心を抱いたA女は、精神的に不安定となり、医師の診察を受けた結果、心的外傷後ストレス障害(PTSD)であると診断された。
この場合における甲男の刑責について述べなさい(特別法は別論とする)。

POINT▶ 傷害罪の意義及び態様について説明し、PTSDに陥れる行為が傷害に当たるといえるかについて記述する。

嫌がらせ電話による傷害罪

- 答案構成▶**
- 1 結論
 - 2 傷害罪
 - 3 未必の故意
 - 4 設問に対する検討

答案例

1 結論

甲男は、傷害罪の刑責を負う。

2 傷害罪

- (1) 意義
傷害罪とは、他人の身体に傷害という結果を発生させることによって成立する犯罪である。
- (2) 保護法益
傷害罪の保護法益は、人の身体の安全である。
- (3) 傷害
傷害とは、人の生理的機能に障害を与えること、すなわち、人の健康状態を不良に変更することをいう(生理機能障害説)。創傷や擦過傷等の外傷のみではなく、胸部疼痛、嘔吐、失神、病気の罹患等も傷害に含まれる。
- (4) 傷害の態様
ア 暴行による傷害
傷害は、通常暴行という有形力の行使によって生じるものである。例えば、殴る、蹴る、木刀でたたくなどの

note

▶1 刑法204条(傷害)
人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

行為によって傷害を負わせる場合等がこれに当たる。

イ 暴行によらない傷害

暴行という有形力の行使によらない態様によっても傷害罪が成立する場合がある。例えば、赤痢菌を混入した食品を食べさせた場合や、嫌がらせ電話により精神衰弱症に罹患させた場合は、傷害罪が成立する。判例は、隣家の住人に精神的ストレスによる障害が生じるかもしれないことを認識しながら、約1年6か月にわたり、隣家に向けて連日連夜ラジオの音声や目覚まし時計のアラーム音を大音量で鳴らし続け、隣家の住人を慢性頭痛症にさせた事例について、傷害罪が成立するとしている。また、被害者を不法に監禁し、それにより被害者に心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症させた事例において、心的外傷後ストレス障害(PTSD)のような精神的機能の障害を発生させた場合は、刑法にいう傷害に当たるとして監禁致傷罪の成立を認めた判例がある。

(5) 傷害罪の故意

ア 暴行を手段とする場合

(ア) 故意犯としての傷害罪

当初から傷害の故意を持って暴行を加え、傷害を負わせた場合は、傷害罪が成立する。

(イ) 暴行罪の結果的加重犯としての傷害罪

暴行を手段とする場合における傷害罪の故意は、暴行の故意があれば足りる。暴行の故意とは、人の身体に対して有形力を行使したという認識・認容である。例えば、暴行の故意で人を殴打し、結果的に傷害を負わせた場合は、傷害罪が成立する。

イ 暴行を手段としない場合

暴行を手段としない場合は、傷害の故意(傷害の認識・認容)が必要となる。例えば、他人を欺いて毒物を食べさせる行為は暴行ではないが、それによって中毒を生じた場合、傷害の故意があれば傷害罪が成立する。

3 未必の故意

未必の故意とは、結果の実現を不確定的に認識・認容している場合をいい、未必の故意があれば、故意犯の成立が認められる。

▶2 東京高判昭51.4.30

▶3 東京地判昭54.8.10

▶4 最決平17.3.29

▶5 刑法221条(逮捕等致死傷)

前条(逮捕及び監禁)の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

▶6 最決平24.7.24

▶7 刑法208条(暴行)

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。